

## 第1回双葉町総合教育会議 議事録

■ 日 時：平27年5月18日（月） 午後1時15分～2時18分

■ 場 所：双葉町いわき事務所大会議室

■ 出席者：双葉町長 伊澤 史朗  
教育委員長 岡村 隆夫  
教育委員長職務代理者 井上 了子  
教育委員 山本真理子  
教育委員 谷津田尊之  
教育長 半谷 淳

(敬称略)

### 1. 開 会

#### 【進行 阿部指導主事】

会議構成員の4番大久保委員は、本日所用のため欠席となっております。本日はこの会議要綱に基づきまして進行させて頂きたいと思っております。

只今から平成27年度第1回双葉町総合教育会議を始めます。よろしくお願ひいたします。 町長挨拶。

### 2. あいさつ

#### 【伊澤町長】

皆さんこんにちは。

#### 【教育委員全員】

こんにちは。

#### 【伊澤町長】

本日は大変お忙しい中、第1回双葉町総合教育会議にお集まりいただきまして、大変ご苦労様です。本年4月1日付で施行されました、新しい地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、双葉町総合教育会議を発足します。この総合教育会議は、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の課題などを共有して民意を反映した教育行政の進展を図るものです。本日の議題としましては、双葉町総合教育会議についてと、大綱の策定についての2件と、双葉町の教育についての意見交換を予定しておりますので、活発な委員間協議をよろしくお願ひいたします。岡村委員長をはじめ、委員の皆様方には平素から教育行政にご尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。また教育委員会とのコミュニケーション等を、この総合教育会議も含めて、今後もより一層充実、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。本日は大変ご苦労様です。

#### 【進行 阿部指導主事】

ありがとうございました。

続きまして、議題に進みたいと思っております。

### 3. 説明事項

#### 【進行 阿部指導主事】

会議要綱の裏の裏のページをご覧ください。設置要綱がございます。この中の第4条。総合教育会議は町長が招集し、総合教育会議の議長となるということで、町長さんに議長をお願いしたいと思っております。ではよろしくお願ひいたします。

#### 【伊澤町長】

それでは暫時の間議長の席に就かせていただきたいと思います。

早速議題に入りたいと思います。(1)の双葉町総合教育会議について事務局から説明を受けます。事務局。

**【今泉教育総務課長】**

はい。改めまして教育総務課長の今泉です。よろしくお願いたします。

まず初めに、この双葉町総合教育会議であります。町長はこの総合教育会議を設置し、町長と教育委員6名合計7名で構成されることとなります。会議資料の要綱を見ていただきたいと思います。

まず第1条の目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、双葉町の教育に資するため設置するものです。

第2条の所掌事務でございますが、大きく3つの内容となります。これについて協議、調整を行っていただくということになります。

まず初めに双葉町の教育・学術及び文化の振興に関する施策の大綱の策定です。2つ目が教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策ということが第2点です。

第3点が、児童、生徒の生命や身体に被害が生じたとき、被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合の緊急に講ずべき措置などとなっております。これにつきましては、大津市のいじめ事件が問題になりましたが、これが発端となっております。

次に第3条の組織ですが、法律によりまして、町長と教育委員会をもって構成されます。

次の第4条の招集ですが、町長が招集し議長となります。教育委員会が必要と認めたときは、招集を求めることができるということになっております。

第5条の意見の聴取ですが、必要があると認めたときは、学識経験者などから意見を聞くことができるということです。

第6条の会議の公開ですが、原則公開としております。

第7条の議事録の作成及び公表ですが、これを作成して公表することとしております。

第8条の調整結果の尊重ですが、話し合いをしていただきました調整結果につきましては、それぞれが尊重するということとしております。

第9条の庶務でございますが、庶務につきましては4月1日付で総務課から教育委員会に委任する規則が交付されております。これにより庶務につきましては、教育委員会教育総務課が担当することとします。

次に別資料の議題1資料を見ていただきたいと思います。双葉町総合教育会議について説明させていただきます。平成27年4月1日に施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置するものです。目的ですが、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題にあるべき姿を共有することと、教育行政の推進を図るためということとしております。

教育総務課で庶務を担当いたしまして、会議については年2回程度、5月と11月に事務局としては考えております。ただし、本年平成27年度につきましては、大綱の策定について議題となりますので、1回をプラスして3回を予定しております。総合教育会議に関する法律については、資料の2ページ裏になりますが、後ほどご参照いただきたいと思います。 (1) の総合教育会議につきましては以上でございます。

**【伊澤町長】**

はい、ありがとうございます。只今議題の(1)双葉町総合教育会議について事務局から説明を受けました。中には双葉町総合教育会議設置要綱等説明もしましたが、このことにつきまして委員の皆さんから質問、ご意見あれば承りたいと思います。ございませんか。

【岡村教育委員長】

この会議と定例教育委員会の会議との位置付というのは、どう考えたらいいのか。普段委員会として当然会議も行いますが、この総合教育会議との繋がりがまだよくわからないんです。

【伊澤町長】

はい、わかりました。今、岡村委員長からご質問ありました。事務局のほうから説明させてください。事務局お願いします。

【今泉教育総務課長】

はい。それではここで委員長からご質問ありました件についてご説明いたします。教育委員会定例会とこの総合教育会議の位置付けでございますが、定例会につきましては、これまで通りの考え方で、教育、学校関係を含めた生涯学習事業の内容につきましてご検討いただきます。この総合教育会議につきましては、町長が執行者として考える町全体の教育行政です。現在こういうかたちでいわき市に避難しておりますが、通常ですと学校の建築とか、その他学校教育関係の予算に関する事、条例など大きな枠での会議が総合教育会議という形になるかと思えます。

【伊澤町長】

よろしいでしょうか。

【岡村教育委員長】

はい。そうしますと、ここに書いてある通りだと思うんですが、この記載内容の場合には支援しますけども、これからこの問題、改革は教育委員会よりも町のほう、いわゆる町長中心とした運営の仕方をするというようなことが私、主旨ではないかなと思っていたんですね。

要するにこれでは責任軽減の問題なら分かります。一応総合教育会議が責任を持ってやるとこういうことになるわけですよ。そうすると、教育委員会の会議と決め方というのは、あくまでも総合教育会議を通した問題に繋がっていくという考え方でいいんでしょうか。今までは町長さんのほうには、教育委員会のいろいろな決め事は繋がっていかなかったのですね。

【伊澤町長】

そうですね。

【岡村教育委員長】

今後この定例会はやるけども繋がっていかないという話。どういうふうに繋げていいのか。私もちょっと説明が悪くて申し訳ないけども。

【教育長】

いいですか。

【伊澤町長】

はい。

【半谷教育長】

お手元の参考資料に、総合教育会議についてという参考資料あるんですが、今の岡村委員長の意見というのは、極めて重要な内容を含んでいると私も思います。この4番目に大綱とはどのようなものか。一番最初に地方公共団体の内容について、その目標や施策の根本となる方針を定める。詳細な施策について策定することを求めているものではない。具体的な記載事項は、まず地方公共団体の判断に委ねられる。例えば学校の耐震化と根本方針。首長権限事項についての目標は、根本方針を記載することになるということで、内容的には学校の耐震化・統廃合・少人数教育・総合的な放課後対策と予算。これまでも定例会で話した中身ではありますが、より町長として町の教育に今まで以上に関わるという中身はここで出てくるのかなと。ただしその下の米印ですね。大綱に教育関連事項が記載されたとしても、地方公共団

体の長に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条教育委員会の職務権限に影響された事項に関する事務の管理、執行権限はないということなので、つまり今までの我々がやっていた教育委員会事務局の仕事とか、そこまでは町長の権限ではないと言っていると思うんです。本当にさっき課長が言ったように、町のその教育行政、大枠に関する問題。実際にはもう教育委員の定例会では判断できないなというときに、1つの事例としていじめ問題がさっき出ましたけど、学校の耐震化の問題とか、今後進められるだろう小中一貫校の問題とか、そういうときに町長に入っていて、意見を聞きながら進めていくような方向でいいのではないかと思います。

【井上委員】

いいですか。

【伊澤町長】

はい、どうぞ。

【井上委員】

私は学校立ち上げのときに、ここに町長さんに出席していただきたいと思うことが何度もありました。これからもいろいろ大きな問題があると思うんです。ですからこのような会議は、立ち上げるのが遅かったと思います。学校統廃合の問題も県から言われています。そういう大きな問題のときや、学校を立ち上げるときにも、町長さんはどんなお考えなのかなど、いつでも頭に浮びました。だからこういう会議は重要だと思います。ぜひ大きな議題等、統廃合とかいじめの問題、学校立ち上げとか、これから移転や増設とかいろいろあると思いますが、お忙しいお体でしょうけれども、ぜひ町長さんのご出席をお願いしたいと思います。以上です。

【伊澤町長】

はい、岡村委員長。

【岡村教育委員長】

私、今教育長さんの話を聞いて、私が質問したいなというのは、大綱の問題の発端は、大津の問題ですよ。小さなことではないってことでこれを教育委員会が対応しなければいけないと。ということが問題の発端だったと思うんです。それ以外の、学校立ち上げるときは、莫大なお金とかいろいろかかるとか、そういうことは確かに必要だろうと思いますが、いじめとかそういった問題があったけど、小さいか大きいかっていうのは、それぞれ違ってきますけど、大変重要な問題になってくる可能性がある。だからそういう意味でこの総合教育会議ですね、そういったものをどう繋げていくのかは、我々としてはどう進めていくのかっていうのは非常に疑問なところがある。どこまで協議して、今度協議したものを総合教育会議に提案するという形になるのか。それとも会議の執行者である町長のほうに話が出て我々が入っていくのか。進め方が私の中で整理されてないものだからね。

【半谷教育長】

はい、いいですか。

【伊澤町長】

はい、どうぞ。

【半谷教育長】

私は2つの場合を想定しています。1つは町長のほうから、これはぜひこの会議を設定して、町長としての教育行政の考え方について皆さんの意見を聞きたいという場合が1つですね。2番目は、我々の教育委員の定例会の中で、どうしてもこれは町長さんに入って総合教育会議の場で話し合うべきだということが確認されたときに、町長に打診をして、それで設定する。この2つの場面を想定してゆけばいいのではないかなと思うんですけど。要するに内容によりけりだと思います。

今までと違うのは、基本的にはこの委員会、我々の定例委員会の会議にほとんどが委ねられていたので、たとえ町の震災後の学校の立ち上げという問題があったにしても、町長さんと私、あるいは委員長とでいろいろ意志の疎通を図りながら実際にはここまで来たんですね。けどこれからはこういう会議があるので、このシステムを生かして、うまく話し合いを進めていけばいいのではないかなと思います。以上です。

**【伊澤町長】**

はい。私議長ですけど発言させていただきます。今まで行政と教育部局というのは、教育部局に関しては独立機関だったものですから、先程岡村委員と井上委員からお話がありましたけども、どうしても執行権があっても、独立部局というものに関しては、踏み込めないことがあったというのも事実です。今後は執行者もその教育部局の中に入って、ぜんぜん関わらないということではなくて、関わるという意味合いだと思うんです。ただし権限、権利に関しては従前の教育委員会の権利は保たれていると、そういうふうには私は受け取っているつもりです。考え方としてハード面とソフト面両方教育委員会は関わっていますよと。どちらかというとな執行部のほうはハードの部分ではある程度関わって、先ほど学校の立ち上げの話もありましたけども、そういうものに関しては、やっぱり関与するべきじゃないかと思う。私が勝手にこう自分なりに解釈したんですけども。執行権があっても、今までどの地方自治体もやっぱり教育部局とはちょっと距離を置いていたというか、その部分はどこでもありました。そうではなくて、執行権のあるものの執行権者は、やはり独立機関とは言いながらも、その権限を越えるということではなく、ある程度管理をして自分も理解しなくてはだめと私は捉えてはいました。感覚としてはそんな感じなのかなと思います。

**【岡村教育委員長】**

さっき町長がおっしゃったように、回数がある程度固定されているような感じがしました。そうするとその固定されたものと実際は違うかもしれないけども、会議の持ち方というのは教育委員会のほうには、ある程度任せていただくというかたちになるのでしょうか。

**【伊澤町長】**

先ほど事務局の教育総務課長から通常2回。今年はこの立ち上げも含めての話で3回程度を予定しているとありましたけども、それはもうベースで、どうしてもこれはこの総合教育会議を開いたほうがいいだろうというようなことがあれば、それは大丈夫ではないかと考えています。

**【半谷教育長】**

大津のいじめ問題が今回の法改正の発端になったっていうのは間違いのないことだと思います。振り返ってみると大津のいじめ事件は、もう教育委員会があの問題に関わってきて限界が。教育委員会、教育長のレベルではもう対処できないっていう状況だったんですね。そこで市長さんでしたか出てきて、最終的にはあの問題は今では尾を引いてない感じですけども。だからそういうときにやはり町の長である執行者も教育行政に積極的に関わって、難しい問題、大切な問題に関わるべきだったというのが、今回の法改正の大きな理由じゃないかなと思うんです。そういう内容をいかにして取捨選択しながら、大切なのかどうかという判断を、今後我々がしなくてはならないかなと思いますし、そのための情報交換というのは最低年2回程度は必要だろうと。そんなことじゃないかなと思います。

**【伊澤町長】**

はい、ありがとうございます。その他ございませんか。よろしいでしょうか。それでは(1)の双葉町総合教育会議については、これで終わりにしたいと思いま

す。

次（２）の大綱の策定について、事務局説明をお願いします。

【今泉教育総務課長】

はい、議長。それでは議題２資料をご覧になっていただきたいと思います。大綱の策定についてということで、改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の記載に基づきまして、教育の大綱を策定することと法律で示されました。双葉町におきましては、平成２１年度に計画期間が１０年間の双葉町教育振興基本計画を策定しております。その内容については、具体的な事業や評価の方法について記載されています。この１０年間の基本計画は生きておりますが、震災後、内容が合わない部分も出てきております。事務局としましては、この基本計画の見直しを行う方法が考えられると思います。

また、もう１つは現在の双葉町の教育環境、現状を踏まえながら、新たに大綱を策定するという２つの方法があると考えますので、この本会議におきまして、大綱の策定方針を決定していただきまして、協議、調整をしていただければと思います。なお大綱の対象期間ですが、国の教育基本計画の対象期間が概ね５年ということになっているようですので、大綱につきましては４・５年ぐらいの年数を想定して作りたいと考えております。議題の説明資料２ページになりますが、これにつきましては、双葉町の教育に関する大綱の策定ということで、先ほど説明を申し上げました内容を記載しておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

【伊澤町長】

はい、事務局からの説明を受けました。この大綱策定について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。先ほど事務局のほうから、この大綱については双葉町教育振興基本計画が平成２１年度に策定されまして、平成３０年度まで概ね１０年ということで策定しておりますが、東日本大震災と原子力発電所の事故でそうでないような状況になっていることで見直しをかけなくてはならないとの話がありましたので、その辺を含めてご議論いただければと思います。

【今泉教育総務課長】

はい、議長。補足説明をしたいと思います。この議題２の資料の中の３ページをご覧になっていただきたいと思います。３ページには国の教育振興基本計画を記載しておりますが、下線部分が大綱を策定する際参酌すべき主たる対象となると考えておりますので、これも確認をしていただきまして、ご意見を賜りたいと思います。以上です。

【岡村委員長】

はい、それでは、今ここでこれをまとめるのはなかなか難しい。これ例えば時期的なものとか、何か１つ案がありますか。

【伊澤町長】

はい、事務局。

【今泉教育総務課長】

はい、議長。方針を決定していただきまして、それに添ったかたちで大綱の原案を来年の２月にご審議していただければと考えております。議長からも先ほどありましたが、３回という目安はあります。その都度必要があれば、町長である議長から招集をしていただいて、皆さんに協議をしていただきまして、内容をまとめたいと考えております。

【伊澤町長】

この大綱の策定につきましては、今この場で議論するというのは、非常に重い問

題なので、今事務局のほうから話ありました、今年は年3回。もちろん必要に迫られれば、臨時的な会もやぶさかでないということでございますので、これを皆さん持ち帰っていただいてご検討いただくこと。そして、事務局のほうと相談させていただいて、時期を決めてこの会議を持ち、ご議論いただいたほうがいいのかなと思いますが、それでどうでしょうか。

【教育委員全員】

はい、賛成。

【伊澤町長】

それではそのようにさせていただきます。(3)の双葉町の教育について意見交換ということでございますが、これについて事務局何かありましたらどうぞ。

【今泉教育総務課長】

はい、事務局では特に意見交換についての案件は持っておりませんので、フリートキнгをしていただきまして、被災状況での学校教育、生涯学習事業について教育委員会で議論しておりますが、その辺のお話し合いと、大きく行政部局も含めた全体の教育関係のお話し合いをしていただければと考えております。

【伊澤町長】

はい、ありがとうございます。教育長、今事務局の説明がありましたので、教育長として何かお考えがあればお示ししていただいて、今の現場の問題とか何かそういうのも含めて、教育長としての構想、今の学校現場の話など、いろいろな大きな話でも結構ですし、細かい話でも結構ですからお願いします。

【半谷教育長】

いろんな見方があるので、まずは去年立ち上がった学校の現状をどう考えるか、捉えるのかということについて、皆さんからご意見をいただきたいなと思います。ある方は立ち上がって、とにかくもっと子どもを増やさなきゃいけないというような問題。それからある方は、もうこれ以上福島に子どもを戻すなど、放射線が心配だからと言っている方もいますし、ある方は、これしか子どもがいないところに、なんでいろいろ施設を用意する、これ不公平じゃないかという方はいます。

私は学校を立ち上げる段階で、もう極端なところで1人か2人ぐらいしか戻らない可能性がある中で、それでも立ち上げる意味はあるだろうという理解の下に、教育委員会の会議に付して、その方向で進んできました。結果的に11名で、幼・小・中全てで小学校2つ同時に立ち上がって、これはある意味ちょっと予想外の嬉しい状況が生まれました。これはひとえに町長さんをはじめ委員の皆様、町民の皆様の思いがこういう形になったと考えています。いわき市民の皆様の協力もいっぱいある中で立ち上がって、これは町長さんがいつもおっしゃるように、人材育成という意味で重要な問題をはらんでいるので、今後学校教育を充実させていくというのは、町としても大きな課題であろうと。子供が10何人、先生が30人、そして地域の方がイベントごとに何十人も押し寄せて、子供たちの様子を見て感動して、良かったなあという姿がこの1年間で見られました。

6月1日に小学生が1人入り7人となりますが、これはいい傾向です。今後、他の双葉郡の状況も厳しい状況で、一方において未来学園が立ち上がって、新しい双葉郡としての可能性というものを、そこに見ることができるんですね。だから今後数年間双葉に戻れないだろう、子どもたちもどうなるか分からない。分からないのにそんなに努力する必要があるのかという議論ではなくて、私は分からないからいろんなことをやれる状況にある。そのやれる状況、いろんなことをやるっていうのは困難であることはもう間違いないので、その困難なことをいかにして引き受けてやるかというのが復興に携わる者のある意味では使命だろうと思います。

ちょっと厳しい言い方ですけども、そういうふうにしていかないと町の復興とか

子供を増やすとかそういうことはできないし、可能性をいかにして考えて実践していくか。ちょっと綺麗事言うようですけど、私はそんなふうに考えています。

【伊澤町長】

今教育長のほうから学校立ち上げについていろいろな問題点も含めていろいろご指摘ありました。そういったことにつきまして、そこを中心に議論いただければと思います。

【岡村教育委員長】

はい、では。

【伊澤町長】

どうぞ。

【岡村教育委員長】

私も今の教育長のお話、とにかく立ち上げたんだと。役場をここに作ったんだと。双葉町はなくさないんだという、こういう1つの根底があるわけですね。そこで進めていくためにこの学校をせっかく立ち上げて、ただあればいいっていうだけの意味ではこれはまずい。私は、少しはこの学校に対するお金の問題とか、人の問題とか、いろいろあるかと思うんです。こういった1つの前例の中で町の姿が素晴らしく上がってきている。子どもの数も例えば増えてくる。学力も伸びてきている。非常にこの個性的な子どもたちが育って社会で頑張っているという、そういう学校にしなきゃいけないだろうというようなことは、私も同様なんです。ですからそのために子どもたちに競争力もつけなきゃいけない。その競争力っていうのは、ただ勉強すればいいのではなくて、大勢の中での競争力というのがありますから、やはり子どもたちはある程度増やしていけばいいなということを考えたときに、復興住宅を早く立ち上げて、そこにまずおじいちゃん、おばあちゃん来るでしょう。そうすると今度は子どもたちとか孫たちがね、おじいちゃん、おばあちゃんの近くに住むようになれば、また次のスタイルが生まれてきて、双葉の生徒たちも増えてくるだろうと。そして双葉の学校入れたら素晴らしいことができた、やっているぞと、結果出ているんです。ということ全国に伝えていきたいと思っております。

【伊澤町長】

はい、ありがとうございます。その他、山本委員何かありませんか。

【山本委員】

先ほど教育長さんがおっしゃったように、子供たちは本当に可能性を秘めていると思います。私は昨年行われましたふるさと創造学を見てきましたが、双葉郡の子どもたちや双葉町の子どもたちは、大勢の前で表現ができるというのは素晴らしいなと思い、感動して帰ってきました。

これまでは、このままでは双葉の学校がなくなってしまうのではないかと、教育関係の復興が遅れているのではないかと漠然とした不安がありました。しかし、自分が教育委員として関わることになって、町長さんも教育長さんもお苦勞されてきた姿を見て、その結果が仮設校舎として開校することができたことは、誇らしく思っています。今後も、私は双葉の子どもたちに寄り添い力となっていきたいと思えます。以上です。

【伊澤町長】

はい、ありがとうございます。谷津田さん、何かありますか。

【谷津田委員】

私は去年教育委員になりました。町立学校はあまりにも少人数で、それに対してスタッフが多いなと思いました。そこでちょっと感じたのは、普通ですともう少し子どもさんがいて、そこで揉まれて大人になり社会に出て行く。ところが、子どもたちはマスコミが来てチャホヤされ、中学生は、ここに居るうちはいいですが、特



にいわき地区の高校に進学した場合に、子どもたちがついていけるのかなと思いました。そういう力も付けてあげないと、子どもたちがきちんとした大人になれないというようなリスクもあるかなと思います。

実際子どもたちを見ますと、明るく、こういうことであればどんな学校に進んでも世の中に出ても大丈夫なのかなというふうに考えが変わってきました。名簿を見ますと兄弟の方も多いですから、保護者の方々も力を入れていると思います。やはり立ち上げた目的もそういうのもありますからね。中途半端な私たちの教育、学校ってというのはあってはいけないかなと思っています。

【伊澤町長】

はい、ありがとうございます。井上委員、お願いします。

【井上委員】

少しさかのぼるような話ですが、うちの孫たちのこと見ますとほんとに双葉のことは口にはしません。震災当時も双葉にいつ帰れるのと口には出しませんでした。だけど七夕の時に空を見て、双葉でも天の川が見えるのかなみたいなことを詠んだんです。ああ、やっぱり子供は口には出さないけども帰りたいんだなと涙しました。

今の子どもたちが結局何十年か後に双葉町に帰って、双葉町の住人になると思うんです。現在の双葉町の教育施設の手入れをしておいて欲しいです。例えば窓ガラスが割れたところはきちんと入れて手入れをしておいてもらいたい。除染をして子どもたちが卒業のときに、あなたたちの母校の双葉町の小学校はここなんだよって連れていかれるぐらいに私は除染をして、今は帰還困難ですが、出入り自由になるか居住制限ぐらいに除染してほしいです。私はやはり双葉町を早く復興してもらいたい。せめて立ち入りできるぐらい除染してもらいたい。今の子どもたちに卒業のときに防護服を着せてもいいから本校舎を見せたいと思いますので除染をしていただきたいです町長さん。お願いします。

【伊澤町長】

はい。今、井上委員から行政の方に関わる話がありましたので、私がお答えできる範囲で答えさせていただきたいと思います。教育機関、教育施設に関しての除染というお話がありましたが、中学校、幼稚園は除染をモデル除染として、幼稚園は一昨年やっておりますし、現在は中学校と双葉高校が除染に入っております。また、行政機関としては役場も除染が終わっております。あとは駐在所、駅のコミュニティセンター、厚生病院のエリアの一带。このエリアはモデル除染ということでやっております。

国の判断で帰還困難区域は96%、4%が避難指示解除準備区域ということで、今年ようやく避難指示解除準備区域の両竹、浜野の除染が始まります。これは1年間かけて本格除染で面的なものすべて線量的におそらく1ミリシーベルトをクリアできるぐらいの除染効果が表れるだろうという期待をしているところです。

井上委員からありました、人が戻って生活する状況に、そんなに遠くない時期にできるのかなと思います。

除染に関しては確かに皆さんご心配だと思いますけど、町の復興まちづくり長期ビジョン概要版で見てもらえるとわかるのと、町で毎年ずっと300ポイント以上線量の測定を町独自でしています。それで、平成23年度から比べると、今年の2月に新しく線量の地図を出したところ、かなり自然減衰しているんです。思い切った除染の仕方によっては、この全部が除染して戻れることではないですけど、かなりのエリアが戻れるエリアになるだろうと思います。その辺をうまく見ながら国と交渉すれば、かなり除染も提供できますし、あとは5年間も経っていますので、家の荒廃というのは酷くなっていると思うんです。そういったことも根本前大臣が解体除染ということで書き込みをしてくれていますので、国の判断、費用で、地権者

が、持ち主が了解しなければだめですけど、持ち主が了解した場合は解体除染も含めて考えますと言ってますので、その辺はかなり進んでいくと感じています。

【井上委員】

はい、わかりました。

【伊澤町長】

一通り皆さんから意見も出ましたので、フリーターキングということでしたので、まだ何かご指摘とか皆さんご意見あれば伺いますけども。

【半谷教育長】

立ち上がった学校を、いかにして充実していくかですので、そういう点でご意見、ご協力をお願いするだけでございます。こちらもやれること1つずつ進めたいと思います。また7月には中学校の英語の授業を、今詰めている段階ですが、町民の方にも公開しようと考えています。非常にレベルが高い授業ですので、それで1つ宣伝を兼ねて、学校に来てもらおうかということを考えております。あとは双葉郡内の中学校の英語の先生、あるいはいわき、相馬、南相馬の教育委員会にも案内を出して、せっかくの施設と授業を宣伝していこうと考えています。

広報ふたばの今月号から私のメッセージを毎月出していただくことになりました。非常にプレッシャーですけど、なんとか頑張っけて取り組みたいと思います。

絆の支援の資料も毎月出していただいている。より今まで以上に少し子供たちの様子をというので、取り上げていただくようお願いしておきます。

【伊澤町長】

手前味噌ですけども、双葉の教育長はじめ教育委員会の皆さんのおかげで、17人18人の子どもたちが毎日喜んで通っている訳ですけど、一番このすごいと思うのは、ICT教育とか英語教育とか個別の少人数の教育ということでないと思うんです。実は、不登校の子どもたちが双葉の学校に来て、喜んで通い続けて卒業までいくという、それがものすごく、私はこれがほんとに特色ある学校のスタイルかなと思っています。双葉町だけじゃなくて、いわきの子どもさんであっても区域外就学をしたり、双葉郡から避難してきた子どもさんたちも、もうみんなまとめて面倒見たりしましょうと。そういう教育長の発想というのは、非常に私はいい取り組みなんじゃないかなと思います。非常にこのいい環境で、いわゆる不登校だった子どもさんが、楽しく学校生活を送っているのを見ただけで、作って良かったんだと。そういう思いを今感じているところです。少人数の特色だけではなくて、我々の希望とすればもっともっと増えてもらえればというのは当然ありますけども、ただマイナスのイメージじゃなくて、前向きに学校を立ち上げたっていうことは、今までなかったものが立ち上がったわけですし、今度そのものに関して問題点は何か。それらを少しずつクリアしていければ、いい学校になるのではないかなという期待をしています。

【半谷教育長】

今の町長さんのお話ですが、いわき市に籍がある子どもが今年も1人男子中学生ですが入ってきましたし、いわき市の教育長とは、その辺はもうお互いにうちの子どもがいわき市の学校にもお世話になっているんだから、いわき市の子どもの中で、双葉の学校でその不登校などの問題を解決したい生徒がいれば、ご協力をお願いしますということを伝えていただいています。そういう面ではありがたいし、そのことについては何も問題はないという状況です。

【伊澤町長】

では、意見交換はこの辺でよろしいでしょうか。

それでは(4)その他について何かありますか。

【今泉教育総務課長】

はい。その他でございますが、事務局としては用意してございません。皆様のほうからあれば提案なりご意見をいただければと考えています。

**【伊澤町長】**

それでは事務局のほうでは特別用意がしてないということですが、今までの議題の1から3までのもの、それ以外のもの、もしくは話足りなかったなということがあれば、この場でお願いしたいと思います。

その他ございませんか。

それでは皆さんご意見出つくしたようですので、平成27年度第1回双葉町総合教育会議の議題を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

**【教育委員全員】**

ありがとうございました。

4. 閉会

**【進行 阿部指導主事】**

はい、ありがとうございました。

続きまして4番のその他につきまして何かございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。ないですか。

それでは本日は総合教育会議の持ち方について確認ができました。また大綱の策定についての確認もできました。町長さんを含めました情報交換では、普段聞けない奥深い中身の濃い話が聞けました。本当にご協議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第1回双葉町総合教育会議を終わります。お疲れ様でした。

**【教育委員全員】**

お疲れ様でした。

以上